

## 2020 年度 修士論文要旨

論文題目 いじめ対策に関する日中比較

ーいじめ関連のマニュアルを着目してー

氏 名 範 田 穎

### 1. 本研究における問題意識と目的

本研究の目的は、中国と日本のいじめ防止対策を比較検討することである。具体的には、いじめ対策に対する認識という視点から、中国と日本の違いを比較する。

中国の新聞記事をみると、中国のいじめで特徴的なことは、「殴打」などの「身体的な暴力」や侮辱などの「直接的な攻撃行為」がいじめ問題として取りあげられていることである。もちろん、本研究で比較検討を行なう日本でも「身体的な暴力」や「直接的な攻撃行為」はいじめ問題として認識されるものの、いじめの先行研究をみる限り、どちらかといえば人間関係の問題や「心」の問題として認識されている。わずかな新聞記事を取りあげただけだが、中国のいじめに関する認識（＝「身体的な暴力」／「直接的な攻撃行為」が問題視）と、日本のいじめに関する認識（＝人間関係や「心」のあり方が問題視）では、やや異なっているようにもみえる。

日本では、いじめ対策は教育問題にとどまらず、社会問題となっている。その景気のひとつが 2011 年に起きた大津いじめ事件である。その事件をきっかけに、いじめ対策への認識がいつそう高まり、いじめが政策的に取り組まれるべき重要な「問題」として位置づけられるようになった。それがかたちとなったのが、2013 年 6 月 21 日に成立し、28 日に公布された「いじめ防止対策推進法」である。それ以外にも、文部科学省のホームページをみると、「いじめ防止対策推進法」を基づいて、さらに具体的ないじめ対策に関する公文書が掲載されており、日本におけるいじめ対策の動向、対策の難しさなどがうかがえる。

一方で、中国でもいじめ問題は深刻になりつつある。楊によれば、2014 年あたりからマスメディアに報道されるいじめ問題が急増しているという。いじめ問題の報道が増すにつれ、中国でもいじめ対策に対する人々の関心は高まり、それまでいじめ対策をほとんど講じていなかった政府もその姿勢を変えざるを得なくなった。具体的には、2016 年 4 月 28 日に、国務院は「關於開展校園欺凌專項治理的通知」（「いじめに対応するための通知」）、2016 年 11 月に、教育部 などの 9 部門 が協力し、「關於防治中小學生 欺凌和暴力的指導意見」（「小・中学生のいじめや暴力行為の防止に関する指導意見」、2017 年 12 月に、教育

部など 11 部門によって「加强中小學生欺凌綜合治理方案」（「小・中學生いじめの総合的な対策案の強化」）などが相次いで公布された。

もちろん、中国でこうした対策案が示されたことは、いじめ問題の解決に向けた重要な一歩である。だが、中国の公式のいじめ対策は「指導意見」と「対策案の強化」の 2 つしかなく、日本のいじめ対策と比較すれば、数だけでなく、質においても及ばない。中国におけるいじめ対策は、今後どのような方向に進むのだろうか。

こうした問題を考えるにあたり、日本のいじめ対策との比較は有効な視点になるのではないだろうか。いじめの国際比較研究は、実態の比較調査といじめの対策の比較の 2 つの方向性が考えられるが、本稿では後者を扱う。というのも、いじめ対策の比較といっても、国・地域の違いが反映される可能性が考えられるためである。いじめ対策は、どのような背景や論理のもとで議論されるのか、焦点化される問題点は何であるのか。また、どのような立場あの人々が議論に参加し、影響力を及ぼしているのか。これらの点に関して、中国と日本では違いがあると想定される。

以上の認識から、本稿では中国と日本のいじめ関連の公文書や公文書を基づいて発行されたマニュアルを手がかりに、いじめ対策の比較検討を行なう。中国と日本では、いじめ対策に関する認識にどのような共通点と相違点が存在するのか。また、その認識の相違点が、実際はいじめ対策にどのような違いをもたらしているのか。これらを明らかにする。

## 2. 本研究の構成及び各章の要約

本研究の構成であるが、まず先行研究を検討し、本研究の分析課題を設定する（第 2 章）。つづいて分析データを紹介し（第 3 章）、そのうえで分析結果を示す（第 4 章）。最後に分析結果を踏まえ、中国と日本のいじめ防止対策の違いとその背景にあるロジックについて検討する（第 5 章）。

ここからは、本研究では重要な部分、分析結果（第 4 章）と結論（第 5 章）について、詳細に紹介していく。

第 4 章第 1 節では、日本におけるいじめ対策の特徴をまとめた。「いじめ防止推進法」の第十五条には、子どもたちの豊かな情操と道徳心を培い、心が通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、学校は全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならないとの旨が記されている。こうした文面を見る限り、日本におけるいじめ対策の特徴は、子どもたちの「心」にいかにかにアプローチす

るか、その点を中心に展開しているのではないかと推察される。そこで、自治体や学校が作成しているいじめ防止のマニュアルをいくつか取り上げ、ここからみられる、日本のいじめ対策の特徴をあらかじめ示しておく、次の4つが挙げられる。

- ・子どもや学級の様子 of 把握
- ・「合う」＝認め合う／支え合う／助け合う
- ・命や人権の尊重／豊かな心の育成
- ・保護者や地域の方への働きかけ

第4章第2節では、中国におけるいじめ対策の特徴をまとめた。これまでの分析で、日本のいじめ対策では子どもと同じ目線にたち、物事を考えていくことが重視されている特徴が浮かび上がった。そして、さまざまな手段を利用し、スムーズに子どもの実態を把握することが求められているという点もうかがえた。日本の教師は子どもたちの日ごろの行動だけでなく、心の状態を観察し理解しようとする。こうした観察や理解が、いじめ防止の基盤となっている。

一方で、中国の場合も、子どもたちの行動を観察することは行われている。ところが、日本とは大きく異なる点は、次の2つである。一つ目は観察の範囲が子どもたちの行為が中心であり、心の状態まで及ぶことはあまりない。二つ目は「観察」というよりも、子どもの不当な行為やいじめになりやすい行為を「監視」といった側面が強調されている。

こうした観点にもとづいて、中国のいじめ対策マニュアルについて以下の観点から検討していこう。

- ・子どもの不当な行為の把握
- ・学校の日常管理の厳格化
- ・家庭教育の強化

第4章第3節では、比較の結果を検討した。中国でも日本でも、いじめ対策として子どもの様子を把握する必要性には言及されている（日本：子どもや学級の様子 of 把握 中国：子どもの不当な行為 of 把握）。ただし、把握のためのアプローチや基本的な考え方に違いが存在するようである（日本：「合う」＝認め合う／支え合う／助け合う、命や人権の尊重／豊かな心の育成 中国：学校の日常管理の厳格化）。また、いじめ対策における家庭の位置づけも、中国と日本では差異がみられる（日本：保護者や地域の方への働きかけ 中国：家庭教育の強化）。

第5章では、第4章の結果を踏まえながら、日本と中国の防止対策の違いについて、「学

校のアプローチ」と「対策の主体」という2つの観点からまとめた。

まずは、いじめ対策における「学校のアプローチ」の違いである。日本の場合、教師は子どもと同じ目線にたち、物事を考えていくことが重視されており、さらに子どもと優れた信頼関係を構築して、心の距離を縮めようとする。それが、子どもの実態の把握を可能にし、ひいてはいじめの対策になるという前提であった。それが、いじめ対策における「心」へのアプローチである。一方、中国の場合、日本とは異なるアプローチをとる。日本（「心」へのアプローチ）との対比でいえば、それは「行為」へのアプローチである。第4章で分析したように、中国のいじめ対策では、監視カメラを設置すること、学校や学校の周辺などのパトロールを強化することが推奨されていた。そうした手段によって、子どもの日常行為を「監視」して、特に不当な行為を注意することが、いじめ対策になるというのが中国の認識であるといえる。

子どもたちの「心」へのアプローチを重視する日本の学校と、子どもたちの「行為」へのアプローチ（＝「監視」）を重視する中国の学校。ここにいじめ対策における中国と日本の決定的な違いが観察される。こうした違いは、命や人権を尊重するいじめ防止対策からも理解できる。中国の場合、いじめが起った場合でも、命や人権の尊重というアプローチを学校がとることの重要性がマニュアルにはほとんど記載されていない。一方で、日本の場合、学校がそうしたアプローチを積極的に行ない、それは非常に重要な位置をしめる。この点においても日本と中国の違いは際だっている。

ただし、「心」へのアプローチが中国に存在しないわけではない。というのも、中国の場合、学校ではなく、家庭が「心」へのアプローチが求められているという特徴がみられる。それは、既に分析したように、中国ではいじめ対策として「優れた」家庭の雰囲気や「適切」な家庭教育のあり方がいじめ対策のマニュアルで、細かく指摘されていることから理解できよう。

次に、「対策の主体」の違いである。日本の場合、いじめ防止の主体は教師あるいは学校であるといえる。保護者もいじめ対策においては、学校と連携する／情報を提供するなどの重要な役割を果たす。ただし、いじめ対策において家庭教育のあり方にまで言及する中国との比較でいえば、日本の場合、いじめ対策における保護者の立ち位置は、対策や解決する主体というよりも、学校から「働きかけられる」側面が強いのではないか。一方、中国の場合は、教師あるいは学校はいじめ対策の主体であることは当然であるが、保護者（あるいは家庭教育）もいじめ対策の重要な役割を担っているという認識がうかがえた。